

二説明資料

令和4年12月

1. ヒアリング(長崎)

ヒアリング(長崎) 概要

○ 本日、長崎について以下のとおりヒアリングを実施。

■ 日 時: 令和4年12月2日(金) 15:05～15:30 ※WEB形式

■ 進め方:

・要求基準に関する事項(資金調達関係)についての計画内容の明確化として、これまでに申請者に対し送付している質問への回答をもとに、質問を行う。

■ 参加者(計5名):

長崎県(4名)、CASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL JAPAN株式会社(1名)

■ 申請者に対し伝達済の主な留意事項

- ・事務局は、ヒアリングを録音する。ただし、申請者は、録音・録画等を行わないこと。
- ・ヒアリングに当たっては、日本語を使用して回答すること。
- ・ヒアリングにおける委員の質問に対する回答の内容については、申請者が履行義務を負うこと。

2. 要求基準の取扱いについて

要求基準 確認内容(案)

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
8. IR事業者役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除	IR事業者の役員及び株主又は出資者について、(i)カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書、(ii)暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、(iii)暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、また、IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されなければならない。	<p>①IR事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>②IR事業者の役員の氏名又は名称及び住所</p> <p>③IR事業者の役員等から暴力団員その他IR施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置</p> <p>④IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所</p> <p>⑤IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額</p>	<p>・関係する書類が全て添付された上で、事務局(観光庁)から警察庁に対し、「都道府県警察が暴力団員等が含まれないことについて確認し、区域整備計画について都道府県公安委員会が適切なものとして同意したか」について照会し、確認する。 (関係する添付書類等)</p> <p>(1)IR事業者の役員、IR事業者の主要株主等基準値以上の数の株主・出資者及びその役員に関する次に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> (i)カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書 (ii)暴力団員等に該当しないことを確認するため都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面 (iii)暴力団員等に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書 <p>(2)IR事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他IR施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面</p> <p>(3)その他以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IR事業者の組織図、役員の履歴書 ・IR事業者の主要株主等基準値以上の数の株主・出資者の定款、登記事項証明書、住民票の抄本等 ・IR事業者の設立時の株主・出資者及びその役員の氏名・住所・出資割合・金額等を記載した書面

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

第11回審査委員会資料 再掲

番号	29
質問の内容	大阪IR株式会社の役員のうちエドワード・バウワーズ氏、ウィリアム・ハム氏の2名、オリックス株式会社の役員のうち井戸洋行氏、羽廣潔氏、徳間隆二郎氏、李浩氏の4名について、添付書類の「民間調査会社への調査結果」において、調査結果が見受けられなかったことから、この点について説明を頂きたい。
回答	<ul style="list-style-type: none"> 民間調査会社への調査には一定の期間を要するところ、調査実施時点において、大阪府・市として、大阪IR株式会社の具体的な役員名及び出資ストラクチャーを確定的に把握しておらず、また、MGMリゾーツ・インターナショナルの役員でもなかったことから、エドワード・バウワーズ及びウィリアム・ハムの2名については調査対象とできていなかったものです。 同様に、オリックス株式会社の役員のうち、井戸洋行、羽廣潔、徳間隆二郎、李浩の4名については、調査実施後の大蔵省監査課の設立後である令和4年1月1日付で新たに就任した役員であったことから、調査対象とできていなかったものです。 なお、現在、上記6名についても民間調査会社での調査を実施しているところですが、民間調査会社から大阪府・市への調査報告書の提出は、令和4年8月頃となる予定です。
一部回答待ち	※「民間調査会社への調査結果」については任意の提出であり、現時点では要件を満たしているものの、6名について、調査報告書の提出を待つこととし、調査報告書の結果が問題ないことを確認する。

11月24日付け質問への回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	3
質問の内容	「なお、現在、上記6名についても民間調査会社での調査を実施しているところですが、民間調査会社から大阪府・市への調査報告書の提出は、令和4年8月頃となる予定です。」との記載があるが、調査報告書を提出頂きたい。
回答	• 別添「大阪IR事業者選定に係るビジネス・インテリジェンス調査 第2回(2022年7月28日)」のとおりです。
再質問しない。	(提出された調査報告書を確認したところ、問題となる内容は特に見受けられなかった。)

11月24日付け質問への回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	4
質問の内容	<p>区域整備計画の要求基準8(p.25)においては、合同会社日本MGMリゾーツの本社の住所が「東京都千代田区」と記載されている一方、定款では「当会社は、本店を東京都港区に置く」と記載されており、整合がとれていないように見受けられるため、この点について説明を頂きたい。</p> <p>また、同社の代表者についても、区域整備計画の要求基準8(p.25)においては、「代表社員 MGMジャパン・ホールドコ・エルピー 職務執行者 エドワード・バウワーズ」と記載されている一方、定款では「MGMリゾーツ・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド」、誓約書では「代表執行役員社長 CEO エドワード・バウワーズ」と記載されており、整合がとれていないように見受けられるため、この点について説明を頂きたい。</p> <p>また、このようなことから、計画申請手続の一環として、定款の一部が現在の事実に反する内容となっている場合には、真正な定款を提出し直す必要があるのではないか。</p>
回答 (1/2)	<ul style="list-style-type: none">合同会社日本MGMリゾーツの所在地については、区域整備計画の要求基準8(p.25)の記載が正しいものとなります。要求基準8の添付書類として提出した定款については、旧住所に基づいた記載を含む古いバージョンを誤って提出してしまっていたため、改めて、区域整備計画の作成時点及び現時点において真正な現行の定款を提出させていただきます。 <p>※別添「定款(合同会社日本MGMリゾーツ)」参照</p>

11月24日付け質問への回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	4
回答 (2/2)	<ul style="list-style-type: none">・ 合同会社日本MGMリゾーツの代表者については、区域整備計画の要求基準8(p.25)においては、会社法に厳密に従った記載方法として、代表社員としてのMGMジャパン・ホールドコ・エルピー、同社に選任された職務執行者としてのエドワード・バウワーズを記載しています。<ul style="list-style-type: none">➤ この点、要求基準8の添付書類として提出した定款においては、ご指摘のとおり、「MGMジャパン・ホールドコ・エルピー」ではなく「MGMリゾーツ・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド」が記載されています。これは、上記のとおり、古いバージョンの定款を提出してしまっていたことによるもので、区域整備計画の要求基準8の記載が正しいものとなります。上記のとおり、区域整備計画時点及び現時点において真正な現行の定款を提出させていただきます。 ※別添「定款(合同会社日本MGMリゾーツ)」参照➤ 他方、エドワード・バウワーズの代表者肩書につきまして、合同会社日本MGMリゾーツでは、「代表執行役員社長CEO」を通常使用しており、ビジネス活動における各種契約書も当該役職名にて締結しているところであり、添付書類として提出した以下の誓約書においては、かかる通常使用の役職名を記載しているところです。この点、合同会社の場合には、その職務執行者である自然人について、通称的な役職名が使われることは比較的一般的になっているものと理解しており、また、誓約書に捺印している印は、会社法上の職務執行者として法務局に登録されている正式な代表印となります。<ul style="list-style-type: none">● 添付-要求4-15 2022年4月14日付け・合同会社日本MGMリゾーツ「誓約書」● 添付-要求4-15-18 2022年2月15日付け・合同会社日本MGMリゾーツ「株主誓約書」
再質問しない。	(合同会社日本MGMリゾーツの住所及び代表者について、正しい内容がについて確認できた。また、真正な定款の内容についても確認できた。)

11月24日付け質問への回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	5
質問の内容	<p>区域整備計画の要求基準8においてIR整備法上の役員として記載されている者その他にIR整備法上の役員に該当する者はいないという理解でよいか、説明を頂きたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none">区域整備計画の要求基準8への記載が必要となるIR整備法上の役員について、現時点においては、区域整備計画の認定申請後に変更のあった次の役員を除き、現在記載している者その他に該当する者はないと認識しています。 (認定申請後に変更があった役員) オリックス株式会社 竹中平蔵(2022年6月24日付で取締役(社外取締役)を退任) オリックス株式会社 柳川範之(2022年6月24日付で取締役(社外取締役)に就任)なお、新たに就任した役員(柳川範之)に係る「暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面」及び「暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書」については、以下を参照ください。 ※ 令和4年6月9日付け事務連絡の質問番号28の回答・別紙「暴力団排除措置に関する協定書に基づく照会について(令和4年6月17日付け)」及び「大阪府暴力団排除措置に関する協定書に基づく回答について(令和4年6月21日付け)」参照 ※ 質問番号3の回答・別紙「大阪IR事業者選定に係るビジネス・インテリジェンス調査第2回(2022年7月28日)」参照
再質問しない。	(区域整備計画において記載が必要となるIR整備法上の役員について、現在記載している者その他に該当する者はいないとの認識が確認できた。また、申請後に変更のあった役員についても、必要な添付書類含め確認できた。)

3. 評価基準に関する質問回答について

評価基準に関する質問回答について

- 第15回審査委員会(10/28)における大阪へのヒアリング結果および第16回審査委員会(11/7)における委員のご指摘を踏まえ、「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除」について質問を実施(11/24発出)。
- 質問内容および大阪からの回答は下記のとおり。

番号	2
質問の内容	酒類提供について、区域整備計画(p.169)に「アルコールの影響により正常なカジノ行為ができないおそれがある状態にあると判断される顧客に対しては、酒類の提供を行わない等、酒類提供については、依存防止の観点を踏まえ、従業員マニュアルに明記し、適切な提供に努める。」との記載があるが、依存防止の観点から、これ以外に対策を考えているのか説明頂きたい。
回答	<ul style="list-style-type: none">・ 酒類の提供に関する方針や対策については、カジノ管理委員会規則を含む日本の法令も踏まえ、依存防止の観点から、適切な内容を更に検討していく所存です。・ 現時点では、区域整備計画に記載した対策のほかに、カジノ施設において酒類を提供又は販売する従業員等に対して、責任ある飲料サービスの方針に関する研修を実施し、定期的に再研修を実施することも考えています。現在想定している研修には、「顧客が酩酊するのを防止する方法」、「酩酊状態の顧客へのサービスを中止する方法」、「酩酊状態の顧客への対処方法」などが含まれます。

評価基準に関する質問回答について

番号	1
質問の内容	電子ゲーム機の全体に対する比率について、■と回答いただいているが、何における電子ゲーム機の比率が■なのか(例えば、台数か席数か、また、分母の範囲など)、具体的に説明頂きたい。
回答	<ul style="list-style-type: none">区域整備計画におきまして、大阪IRのカジノ施設においては、テーブルゲーム約470台、電子ゲームは約6,400台を設置することを想定しています(要求基準2、評価基準14ほか)。テーブルゲームについては、事業者としては1テーブルあたり■のポジション(注:ゲーム参加者数。一部のテーブルゲームにおいては着席せず参加するプレイヤーもいることから、用語の問題として「席数」ではなく「ポジション」としています。)という推計をしており、テーブルゲームのポジション数の合計としては■を想定しています。他方、電子ゲームは■と推計しており、電子ゲームの■を想定しています。これにより、大阪IRのカジノ施設における総ポジション数は■となると想定しており、このため電子ゲーム機の全体に対する比率を、ポジション数ベースで■と想定しています。

4. 審査講評案に向けた認識整理について

審査講評案に向けた認識整理について

評価基準(配点)
①IR区域全体のコンセプト(30点)
②IR区域内の建築物のデザイン(30点)
③IR施設の規模(10点)
④ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード(30点)
⑤MICE施設の規模(20点)
⑥MICE施設の機能・設備等(50点)
⑦MICEの誘致・施設の運営方針等(50点)
⑧魅力増進施設(50点)
⑨送客施設(50点)
⑩宿泊施設の規模(20点)
⑪レストラン等の付帯サービス(10点)
⑫宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制(30点)
⑬その他観光旅客の来訪・滞在促進施設(30点)
⑭カジノ施設のデザイン・配置(20点)
⑮IR区域への交通利便性(5点)
⑯IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等(15点)
⑰MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果(50点)
⑱地域経済への効果(50点)
⑲2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献(50点)
⑳IR事業者等の事業遂行能力(50点)
㉑財務の安定性(50点)
㉒防災・減災対策、コロナ等の感染症対策(50点)
㉓地域との良好な関係構築のための取組(50点)
㉔カジノ事業の収益の活用(50点)
㉕依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除(150点)

評価基準5

評価基準5：審査講評案に向けた認識整理

＜審査講評案に向けた認識整理＞

評価基準	認識整理
⑤MICE施設の規模	<ul style="list-style-type: none">国際会議場施設の規模について、最大規模のグランドボールルームは、パシフィコ横浜等を上回る施設規模を有しており、国際的な会議を誘致・開催する上では十分な施設規模となっており、これまで対応できていなかった規模の国際会議の開催が期待できる。展示等施設の規模については、我が国における一般的な規模の展示会に対応可能な規模を有している。

評価基準5: 過去のコメント

個別審査

評価基準	評価コメント
⑤MICE施設の規模	<ul style="list-style-type: none">大阪IRのMICE施設は多様な規模の国際会議を開催できる施設となっている。最大規模のグランドボールルーム(6,821人)は、3,000人以上の大規模国際会議開催件数(ICCA基準、2015－2019年)で世界5位以内に位置するシンガポール・マリーナベイサンズのサンズグランドボールルーム(■)やパシフィコ横浜の国立大ホール(5,002人)を上回る施設規模を有している。MICE施設全体として、国際的な会議を誘致・開催する上では十分な施設規模となっていることがうかがえる。

- アジアでの競合であるマリーナベイサンズ(シンガポール)、国内最大のパシフィコ横浜の規模を上回るものであり、わが国がこれまで対応できていなかった規模のMICE開催が期待できる。

評価基準5 MICE施設の規模

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク																		
5. MICE 施設の規 模 (20点)	開催が想定される最大規模のMICEに対応できるなど、日本のMICEビジネスの国際競争力を飛躍的に向上させ、アジア・太平洋地域におけるMICEビジネスのリーダーとしての地位をより盤石にするために十分なスケールを有することが求められる。	①国際会議場施設の規模の考え方 ②国際会議場施設の収容人数及び床面積 ③展示等施設の規模の考え方 ④展示等施設の収容人数及び床面積	なし	<ul style="list-style-type: none"> 以下のCaseごとに国内外の事例も参考にしつつ、施設規模に関し、これまでにないような大型の国際的な会議やイベント等を開催するという考え方で十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、ホワイエ等の附帯施設の面積にも留意する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">Case</th><th colspan="2">国際会議場施設</th><th rowspan="2">展示等施設 総展示面積</th></tr> <tr> <th>最大の 会議室収容人数</th><th>施設全体の 収容人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>概ね1千人以上 ～3千人未満</td><td>左記の2倍以上</td><td>概ね12万m² 以上</td></tr> <tr> <td>2</td><td>概ね3千人以上 ～6千人未満</td><td>左記の2倍以上</td><td>概ね6万m² 以上</td></tr> <tr> <td>3</td><td>概ね6千人以上</td><td>左記の2倍以上</td><td>概ね2万m² 以上</td></tr> </tbody> </table>	Case	国際会議場施設		展示等施設 総展示面積	最大の 会議室収容人数	施設全体の 収容人数	1	概ね1千人以上 ～3千人未満	左記の2倍以上	概ね12万m ² 以上	2	概ね3千人以上 ～6千人未満	左記の2倍以上	概ね6万m ² 以上	3	概ね6千人以上	左記の2倍以上	概ね2万m ² 以上
Case	国際会議場施設		展示等施設 総展示面積																			
	最大の 会議室収容人数	施設全体の 収容人数																				
1	概ね1千人以上 ～3千人未満	左記の2倍以上	概ね12万m ² 以上																			
2	概ね3千人以上 ～6千人未満	左記の2倍以上	概ね6万m ² 以上																			
3	概ね6千人以上	左記の2倍以上	概ね2万m ² 以上																			

評価基準6

評価基準6：審査講評案に向けた認識整理

＜審査講評案に向けた認識整理＞

評価基準	認識整理
⑥MICE施設の機能・設備等	<ul style="list-style-type: none">MICE施設の機能について、床下ピットや天井吊物機構、VIP来場者動線、飲食サービス等、高度な需要に対応できるよう、十分に配慮された計画であることがうかがえる。多様な大きさ・用途の会議室や分割可能な展示等施設が計画されており、より小さな面積での催事開催や小規模の展示・見本市を併設する国際会議開催の需要を想定した上で、MICE施設を組み合わせて利用することができるような配慮が見受けられる。飲食サービスについて、ドリンクサービスから、立食、軽食、夕食など、来訪者の多様なニーズにあわせた提供方法が十分に検討されている。

評価基準6:過去のコメント

個別審査

評価基準	評価コメント
⑥MICE施設の機能・設備等	<ul style="list-style-type: none">MICE施設の機能について、床下ピットや天井吊物機構、VIP来場者動線、飲食サービス、太陽光パネルの設置など、高度な需要に対応できるよう、一定の機能が計画されている。飲食サービスについては、来訪者の多様なニーズや環境に配慮した提供方法を予定しているかどうかについて要確認。国際会議場施設に関し、区域整備計画に「各国との首脳級会合、閣僚級会合等の重要な国際会議等に対応可能な機能」との記載があるが、その具体的な内容について要確認。展示等施設に関し、10,000m²ずつに分割利用可能となっているものの、数千m²程度の、より小さな面積での催事開催需要、及び小規模の展示・見本市を併設する国際会議開催需要も存在することが想定される。このようなより小規模な催事開催需要への対応方策について要確認。動線計画に関し、複数催事の同時開催時等における動線確保や混雑回避等の運営面の工夫について要確認。情報通信技術に関し、区域整備計画に「オンラインイベントの同時開催や、来場者の利便性に対応すべく、安定性・実用性の高い通信環境を整備」との記載があるが、開業が予定される2029年には様々な先端技術が開発・普及していることが想定される。情報通信技術の導入方針について、MICEの主要ターゲット分野において求められるレベルを考慮した説明を求めたい。

評価基準6:過去のコメント

- ・ 多様な大きさ・用途の会議室や分割可能な展示施設があり、また、国際会議と展示・見本市の融合パターンの開催などのようにMICE施設を組み合わせて利用することにも配慮されている。
- ・ VIP動線を含む動線計画に問題ないと思われる。飲食サービスについても十分検討されている。

評価基準6 MICE施設の機能・設備等

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク																			
6. MICE 施設の機 能・設備 等 (50点)	国際連合の会議、 各国との首脳級会 合、閣僚級会合など の重要な国際会 議や、グローバル 企業をはじめとす る様々な企業の会 議、企業が行う報 奨及び研修旅行に 付随する催事など の高度な需要に十 分に対応できるよ う、必要な機能を 有し、施設の使い 勝手が良く、上質 で洗練された内装 であり、水準の高 い飲食サービスが 提供できるなど、 国際競争力の高い、 優れたクオリティを 持つことが求めら れる。	<p>①国際会議場施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針</p> <p>②展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 (「高度な需要への対応に必要な機能」、「使い勝手」、「内装」、「飲食サービス」等の観点で記載)</p> <p>(設置及び運営の方針については、天井高、耐荷重、分割方式、動線(来訪者動線、搬出入動線、サービス動線等)、情報通信技術の活用(設備等)を含めて記載)</p>	なし	<ul style="list-style-type: none"> 以下①～③で例示する観点など、高度な需要や使い勝手、内装、飲食サービスについて、国際競争力の高い、優れたクオリティを持つために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、マリーナベイサンズのMICE施設(※)を参考にしつつ、世界の大手国際会議運営会社が加盟する国際機関であるIAPCOがまとめた、国際会議の計画に当たってのポイント「Planning a Conference Centre」の内容に留意する。 <p>(※)同施設は、ICCA(国際会議協会)基準の国際会議のうち、参加者3千人以上の大規模国際会議開催件数ランキング(2015～2019年の5年計)でアジア大洋州で4位。(日本はパシフィコ横浜が最大で、同4位)</p> <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手引き記 載の観点</th> <th colspan="2">国際会議場施設</th> <th rowspan="2">③展示等施設</th> </tr> <tr> <th>①最大の会議室</th> <th>②中小会議室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高度な需 要への対 応に必要 な機能、 使い勝手</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 天井高(展示等施設で大型展示物が展示可能か) 耐荷重(展示等施設で荷重の大きい展示物(重機等)が展示可能か) 情報通信技術の活用(設備が充実しているか) </td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> その他(形式、舞台装置等、各需要に対応可能か) 分割方式(室数、収容人数等、各需要に対応可能か) その他(柱が少なく眺望を阻害しないか) </td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 分割方式(多 需要に対応可 能か) その他(柱が 少なく眺望を 阻害しないか) </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 動線(来場者動線、搬出入動線、サービス動線等)に関し十分検討されている </td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 内装(椅子等を含む)に関し十分検討されている </td> </tr> <tr> <td>飲食サー ビス</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ケータリング、キッチンやパントリー、飲食店等に関し、誰でも利用可能など十分検討されている </td> </tr> </tbody> </table>	手引き記 載の観点	国際会議場施設		③展示等施設	①最大の会議室	②中小会議室	高度な需 要への対 応に必要 な機能、 使い勝手	<ul style="list-style-type: none"> 天井高(展示等施設で大型展示物が展示可能か) 耐荷重(展示等施設で荷重の大きい展示物(重機等)が展示可能か) 情報通信技術の活用(設備が充実しているか) 	<ul style="list-style-type: none"> その他(形式、舞台装置等、各需要に対応可能か) 分割方式(室数、収容人数等、各需要に対応可能か) その他(柱が少なく眺望を阻害しないか) 	<ul style="list-style-type: none"> 分割方式(多 需要に対応可 能か) その他(柱が 少なく眺望を 阻害しないか) 	<ul style="list-style-type: none"> 動線(来場者動線、搬出入動線、サービス動線等)に関し十分検討されている 	内装	<ul style="list-style-type: none"> 内装(椅子等を含む)に関し十分検討されている 			飲食サー ビス	<ul style="list-style-type: none"> ケータリング、キッチンやパントリー、飲食店等に関し、誰でも利用可能など十分検討されている 		
手引き記 載の観点	国際会議場施設		③展示等施設																				
	①最大の会議室	②中小会議室																					
高度な需 要への対 応に必要 な機能、 使い勝手	<ul style="list-style-type: none"> 天井高(展示等施設で大型展示物が展示可能か) 耐荷重(展示等施設で荷重の大きい展示物(重機等)が展示可能か) 情報通信技術の活用(設備が充実しているか) 	<ul style="list-style-type: none"> その他(形式、舞台装置等、各需要に対応可能か) 分割方式(室数、収容人数等、各需要に対応可能か) その他(柱が少なく眺望を阻害しないか) 	<ul style="list-style-type: none"> 分割方式(多 需要に対応可 能か) その他(柱が 少なく眺望を 阻害しないか) 																				
	<ul style="list-style-type: none"> 動線(来場者動線、搬出入動線、サービス動線等)に関し十分検討されている 																						
内装	<ul style="list-style-type: none"> 内装(椅子等を含む)に関し十分検討されている 																						
飲食サー ビス	<ul style="list-style-type: none"> ケータリング、キッチンやパントリー、飲食店等に関し、誰でも利用可能など十分検討されている 																						

評価基準7

評価基準7：審査講評案に向けた認識整理

＜審査講評案に向けた認識整理＞

評価基準	認識整理
⑦MICEの誘致・施設の運営方針等 ＜設置及び運営の方針＞	<ul style="list-style-type: none">MICE誘致のターゲット設定については、大阪・関西が強みを有する10の産業に関するMICEイベントの誘致・創出を推進することが計画されており、大阪・関西が有する「強み」については明確さに欠けるものの、10の産業の中には国際会議等で参加人数の多いメディカルといった分野も含まれており、ターゲットが明確に設定されていることがうかがえる。既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しかったMICEについて、国際会議場施設、展示等施設、宿泊施設、エンターテイメント施設等が一体化したオールインワンMICE施設を整備することで、包括的なサービスの提供や柔軟な価格提案が可能となることから、十分に配慮されていることがうかがえる。
＜業務の実施体制及び実施方法＞	<ul style="list-style-type: none">運営体制について、ラスベガスからの人材派遣など高度の専門性を有するスタッフの確保が十分に計画されていることに加え、IR開業に向けたスタッフの研修が予定されており、誘致体制の確保が期待できる。また、MGMIはMICE施設の運営やMICE誘致に関して実績を有しており、必要な体制及びノウハウを十分に備えていることがうかがえる。他方、近隣に立地する既存MICE施設との連携について、大阪国際会議場や大阪国際見本市会場などの大阪府内立地施設との連携は想定されているが、我が国におけるMICE開催件数の増加への貢献の観点から、JNTOや近隣都市との連携や、MICEの誘致に当たっての大坂府・市との連携に関する視点が求められる。

評価基準7：過去のコメント

個別審査

評価基準	評価コメント
⑦MICEの誘致・施設の運営方針等 ①国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針	<ul style="list-style-type: none">区域整備計画において、「大阪・関西が強みを有する10の産業に関するMICEイベントの誘致・創出を推進」という記述があり、10の産業の中に、国際会議等で参加人数の多いメディカルといった分野も含まれており、誘致ターゲットの設定に関し検討されたことがうかがえる。その一方で、メディカル分野の誘致に関して、神戸・京都など大阪府外も含めた近隣に立地する既存MICE施設との役割分担についての考え方について記述がなく、要確認。既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しいものへの取組について記述がなく、要確認。

評価基準	評価コメント
⑦MICEの誘致・施設の運営方針等 ②国際会議場施設及び展示等施設の業務の実施体制及び実施方法	<ul style="list-style-type: none">近隣に立地する既存MICE施設との連携について、大阪国際会議場や大阪国際見本市会場などの大阪府内立地施設との連携方策が示されているが、大阪府・市やコンベンションビューロー、JNTO等との連携方策についても説明を求めたい。また、我が国におけるMICE開催件数の増加への貢献の観点から、より広域での連携も検討されているのか、要確認。MGMのMICE施設運営については実績が示されているものの、MICE誘致に関する実績を読み取ることができなかった。MGM及び専属代理店が有するMICE誘致に関する知見・ノウハウや実績の内容について要確認。MICEの誘致・企画・運営を行うに当たっては、高度の専門性を有するスタッフの確保のみならず、大規模イベント開催のスタッフの育成などを計画的に実施していく必要があるが、IR開業に向けてどのように実施体制を構築される予定であるのか説明を求めたい。

評価基準7：過去のコメント

国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針

- ・ 大阪・関西の産業構造を踏まえたMICE誘致のターゲット設定をしており、大阪府内の近隣施設との連携も視野に入っている。これまでわが国で開催できなかった大規模MICEが主な誘致ターゲットになっていること、MICEの中でわが国がまだ弱いMとIについて注力する計画となっている。一方、わが国のIR施設としての自覚と戦略が弱いように思える。
- ・ 「関西が強みを有する」という表現が複数回出てくるが、その「強み」が抽象的でわかりにくい。

国際会議場施設及び展示等施設の業務の実施体制及び実施方法

- ・ IR事業者の経験を活用した体制、人材確保・研修が計画されている。国際的な面では、ラスベガスからの人材派遣や研修が予定されており、誘致体制の確保が期待できる。一方、国・JNTOや京都市・神戸市等との連携の視点が弱いように思える。
- ・ 従業員の育成については十分な記述がなされているが、経験者の確保という点についての言及が相対的にやや弱い点が気になる。

評価基準7 MICEの誘致・施設の運営方針等

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
7. MICE の誘致・ 施設の運 営方針等 (50点)	誘致しようとするMICEのターゲットが明確であり、近隣に既存のMICE施設がある場合には適切な役割分担や連携を通じて国際競争力の強化が図られるとともに、誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。	<p>①国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針 (既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しいものへの取組みを含む)</p> <p>②国際会議場施設及び展示等施設の業務の実施体制及び実施方法 (近隣にMICE施設がある場合には、当該施設との役割分担及び連携についても記載する)</p>	あり ①30点 ②20点	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> 方針について、MICEのターゲットとする分野に説得力があり、また、既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しいものをターゲットに含むよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、MICE施設の整備前後で、国際会議などのMICE開催件数の見通しがシンガポールのように増加傾向になっているかという点にも留意する。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 方針について、以下で例示する観点など、MICEの誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 (評価の観点の例) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">体制及びノウハウ</p> <p>運営事業者において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分な組織体制が構築されているか これまでに同規模施設の運営実績があるか 専門的なノウハウを有しているか </div> <ul style="list-style-type: none"> 評価に当たっては、国際競争力を有する国内MICE施設運営事業者の事例を踏まえるとともに、近隣に既存施設が立地している場合は、役割分担や連携の取組についても留意するものとする。

評価基準8

評価基準8: 審査講評案に向けた認識整理

<審査講評案に向けた認識整理>

評価基準	認識整理
⑧魅力増進施設 <コンテンツ>	<ul style="list-style-type: none">劇場、伝統文化等の展示場、飲食施設、工芸体験・物販施設、美術館の5施設から構成されており、日本の魅力発信に向け、多様なコンテンツでの発信が期待できる。また、そこでしか体験できないものという観点からは、「大阪・関西の奥深い食文化の魅力を伝える」、「大阪・関西にゆかりが深い商品を取り扱う。」といった記載があり、配慮が見受けられる。例えばガーデンシアターでの公演について、伝統的な太鼓芸能集団(■)と世界で活躍するパフォーマンスグループ(■)のコラボレーションなど、知名度・実績を有する団体から関心表明書が提出されており、日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信し、世界中の観光客を引き付けるために一定の配慮がなされた計画であることがうかがえる。また、日本文化に興味を持つ訪日外国人旅行者、アジアや欧米の富裕層をはじめとしたVIP、国内のファミリー層など、誰でも楽しめる施設とする方針が見受けられる。他方、日本全体の魅力発信のバランスに比べて、全体として地域(大阪・関西)の魅力発信の比重が大きいため、日本全体を視野に入れるとともに、我が国の伝統、文化、芸術等を生かした日本らしい魅力的なコンテンツを提供できるような取組が求められる。
<発信方法>	<ul style="list-style-type: none">鑑賞、体験、飲食、販売など、発信方法に多様性が見受けられ、また、季節の移り変わりに合わせて演出内容の更新、工房に滞在する職人の入替えなど、リピート促進のための取組に工夫が見受けられる。各施設におけるイベントの開催頻度については、十分に確認することが出来なかった。世界中の観光客がいつでも楽しめるようにする観点から、平日、休日を問わずいつでも開催されることが期待される。

評価基準8：審査講評案に向けた認識整理

＜審査講評案に向けた認識整理＞

評価基準	認識整理
＜体制及びノウハウ＞	<ul style="list-style-type: none">米国やマカオで複数のシアター運営実績を有するMGMのノウハウを活用し、開業準備期間を通して、施設運営に携わるメンバーにこれらの知見の定着を図るほか、ラスベガスでアートギャラリーを運営するMGMのアート&カルチャーデ部分が有するネットワーク等を活用し、学芸員及び日本の芸術・文化に造詣が深い人材を国内外から確保するなど、MGMの実績を活かした運営体制が構築されており、また、施設全体として、長期的な人材育成に向けた前向きな姿勢が見受けられる。魅力増進、MICE、飲食、物販等の中核機能ごとの運営を担当する部署に設置する魅力増進施設担当と連携し、スムーズかつ効率的な運営を行う旨の記載があり、魅力増進施設以外の施設との連携についても一定の配慮は伺えるが、日本の様々な魅力を発信するという観点からは、他の施設を利用した者を魅力増進施設に集客する観点からの施設間連携も十分に行われるようとする必要がある。

＜委員会として求める事項案＞

- 全体として大阪・関西の比重が大きいため、日本全体を視野に入れるとともに、我が国の伝統、文化、芸術等を生かした日本らしい魅力的なコンテンツを提供できるような取組が求められる。また、日本の魅力を最大限発信するとともに、世界中の観光客がいつでも楽しめるようにする観点から、各施設におけるイベントについて、平日、休日を問わずいつでも開催されることが期待される。

評価基準8：審査講評案に向けた認識整理

①コンテンツ（1/2）

- ・魅力増進施設は、劇場、伝統文化等の展示場、飲食施設、工芸体験・物販施設、美術館の5施設から構成されており、日本の魅力発信に向け、多様なコンテンツでの発信が期待される。
- ・地域とともに「日本の魅力の創造・発信」に取り組む計画とされており、日本の魅力を発信するため、体験プログラムの提供や、先進的なテクノロジー等を用いた演出、工芸品の販売など、幅広い方法が計画されている。
- ・施設によってターゲットとする客層が分けられており、日本文化に興味を持つ訪日外国人旅行者、アジアや欧米の富裕層をはじめとしたVIP、国内のファミリー層など、誰でも楽しめる施設とする方針が見受けられる。
- ・多様な客層の人々が楽しめるよう、また、地域と共に日本の魅力の発信に取り組む内容となっている。ゆくゆくは、IR施設が日本人アーティストの活躍の舞台となり文化芸術振興にも役立つようになってほしいと思う。
- ・ジャパンフードパビリオンについて、高級レストランからカジュアルなフードコートまでの多様性がうかがえるが、高級レストランへのVIP動線の確保や、各種のお店の利用者の動線の混在など、動線に係る考え方を確認したい。
- ・コンテンツについて、そこでしか体験できないものという観点からは、
 - ・ジャパン・フードパビリオンでは、「大阪・関西の奥深い食文化の魅力を伝える」
 - ・関西ジャパンハウスでは、「大阪・関西にゆかりが深い商品を取り扱う。」といった記載があり、一定の配慮が見受けられる。一方で、魅力増進施設として、地域（大阪・関西）の魅力発信と、日本全体の魅力発信のバランスをどのように考えているのか、確認したい。
- ・コンテンツの提供方法について、
 - ・ガーデンシアターでは、「テクノロジーを駆使した現代的かつ芸術的な表現手法を組み入れた、これまでにない革新的な舞台芸術作品の創出をめざす。」
 - ・三道体験スタジオでは、「日本の伝統的な芸道を、先進的なテクノロジー等を用いた演出によって、五感を通じた体験として提供する。」といった最先端のテクノロジーを用いる旨の記述があり工夫がみられるが、どのようなイメージのものか、もう少し内容について確認したい。

評価基準8：審査講評案に向けた認識整理

①コンテンツ（2/2）

- 魅力増進施設の各施設について、価格帯とその設定に関する現時点の考え方を確認したい。
(ガーデンシアター、三道体験スタジオ、関西ジャパンハウス、関西アート＆カルチャーミュージアムは入館料等、ジャパン・フードパビリオンは飲食料金等)
- ガーデンシアターについて、座席数やその設定に関する現時点の考え方を確認したい。また、コンテンツ内容について、「伝統芸能を身近に体験できるプログラムや、伝統的な太鼓芸能集団と世界的に人気を博すパフォーマンス集団によるコラボレーション・ショー等の公演を企画する」とあるが、これら公演予定団体の知名度や実績が不明瞭な点もあり、現時点で想定される範囲内で構わないので想定されるコンテンツを確認したい。
- 関西ジャパンハウスの訴求力の高さについて、「過去の工芸関連のイベントでは10日間で5万人以上が来場」という記載があるが、内容が不明瞭なため確認が必要。
- コンシェルジュ機能を活用したチケット手配や、大阪・関西各地へつながる交通機能等を有する送客施設を効果的に活用するといった記述が見受けられるが、魅力増進施設と送客施設の連携の考え方について十分な記載が見受けられないため、確認が必要。
- 訴求力の高さに関する客観的説明に用いられている観光庁「訪日外国人消費動向調査」に関して、日本食、日本の歴史・伝統文化体験、博物館・美術館など、来訪者の国籍によってコンテンツの関心が異なると考えられるが、施設構成に照らした訪日外国人旅行者のターゲットの全体像について伺いたい。
- 施設・コンテンツに新味が感じられない。
- 悪くはないが、どこまでこれが頻繁に開かれ、常に賑わっている、という状況が生まれるかどうか、わからない。■などが何かイベントを開催している日がどれほどあるのか、による。

評価基準8：審査講評案に向けた認識整理

②発信方法

- ・ 魅力増進施設の5施設(劇場、伝統文化等の展示場、飲食施設、工芸体験・物販施設、美術館)において、鑑賞、体験、飲食、販売など、発信方法に多様性が見受けられる。
- ・ 各施設のリピート促進のための取組として、
 - ・ 三道体験スタジオでは、「季節の移り変わりに合わせて演出内容の更新を行い、プログラムや体験を変化させる。」
 - ・ 関西ジャパンハウスでは、「定期的に工房に滞在する職人の入替えを行う。」
 - など、何度もリピートしたいと思えるような工夫が見受けられる。
- ・ ジャパン・フードパビリオンでは、「大阪産(もん)」をはじめとした食材や調理方法等のフードツーリズム推進が掲げられており、地域振興へ向けた配慮が見受けられる。
- ・ 多言語対応やDX活用が計画されており、また、リピートづくりへの配慮もされた発信方法が計画されている。
- ・ 発信方法に關し、三道体験スタジオでは伝統的な芸道を高精細な映像技術や立体音響技術等を用いて誰もが楽しめるコンテンツにする、関西アート&カルチャーミュージアムでは展示作品の多言語対応や、先進技術を活用し、国籍や世代を超えてその魅力を体験することができる展示など、誰もが楽しめる内容への前向きな姿勢が見受けられる。その上で、現段階で想定されている国内来訪者向けの発信方法と、訪日外国人旅行者向けの発信方法について伺いたい。
- ・ 各施設におけるイベント等について、
 - ・ ガーデンシアターでは、「幅広い分野のアーティストやクリエイターとのコラボレーションによって、伝統芸能に新たな表現手法を取り入れた革新的なコンテンツや没入感の高いショー、体験型のイベント等、誰もが楽しむことができる多彩なプログラムを提供する。」
 - ・ 三道体験スタジオでは、「特別企画として、各芸道の専門家等と連携し、ライブ・パフォーマンスや参加型のイベント開催を検討する。」
 - ・ ジャパン・フードパビリオンでは、「食べ比べやオリジナルの食器づくり等の多様な食文化体験プログラムを提供する。」
 - ・ 関西ジャパンハウスでは、「…、工芸品の制作過程見学及び制作体験プログラム等、日本の伝統的な工芸文化の魅力に触れる機会を提供する。」
 - ・ 関西アート&カルチャーミュージアムでは、「国内外の文化機関と連携し、企画展やラーニング・プログラム等、幅広い文化体験の機会を提供する。」
- という記載が見受けられるが、各内容について、どのようなイメージのものか、もう少し内容について確認したい。また、それぞれのイベント等の開催頻度に関する現時点の考え方を確認したい。
- ・ **具体性に乏しい。**

評価基準8:審査講評案に向けた認識整理

③体制及びノウハウ(1/2)

- ・ 例えば、ジャパン・フードパビリオンでは調理師学校や地域の複数の専門学校と連携し、長期的な観点で、人材発掘と育成を行う計画とするなど、施設全体として、長期的な人材育成に向けた前向きな姿勢が見受けられる。
 - ・ 業務の実施体制及び実施方法について、「IR事業者に、魅力増進、MICE、飲食、物販等の中核機能ごとに、運営を担当する部署を設置するとともに、各部署の中にも魅力増進施設担当部署を設置する。」と記載があり、魅力増進施設以外の施設においても、魅力増進施設の集客等に向け注力している様子がうかがえるが、施設間連携をどのように考えているか、現時点での考え方を確認したい。
 - ・ 提供コンテンツの調達方法について、
 - ・ ガーデンシアターでは、「伝統芸能をはじめとした舞台芸術における専門的な知見及び実績のある複数のパートナーとの連携」
 - ・ 三道体験スタジオでは、「各芸道の専門家から助言を受けつつ、類似イベントにおいて累計100万人以上の動員数を誇り、豊富なイベント開催実績を有する協力企業等とともにコンテンツの企画・制作に取り組む。」
 - ・ ジャパン・フードパビリオンでは、「有名シェフや、「食」に関わる大阪・関西の企業・団体と連携」
 - ・ 関西ジャパンハウスでは、「協力企業がこれまでに築き上げてきた職人との関係性をもとに全国の職人のネットワーク化を図り、職人を工房に誘致する体制を整備」
 - ・ 関西アート＆カルチャーミュージアムでは、「国内外のアーティスト及び文化機関等と連携」
- という記載があり、一定の組織体制・実績のある者と連携して取り組む姿勢が見受けられるが、どのような者との連携を考えているか、現時点での考え方を確認したい。
- (特に、三道体験スタジオについては、どのようなコンテンツになるのか内容が不明瞭なため、累計100万人以上の動員数である類似イベントの詳細(主催者等の実施主体を含む)を確認したい。)

評価基準8：審査講評案に向けた認識整理

③体制及びノウハウ(2/2)

- ガーデンシアターでは、「米国やマカオで複数のシアター運営実績を有するMGMのノウハウを活用し、開業準備期間を通して、施設運営に携わるメンバーにこれらの知見の定着を図る。」、関西アート&カルチャーミュージアムでは、「ラスベガスでアートギャラリーを運営するMGMのアート&カルチャーデ部分が有するネットワーク等を活用し、学芸員及び日本の芸術・文化に造詣が深い人材を国内外から確保する。」など、MGMの実績を活かした取組が見受けられる。
他方、「学芸員及び日本の芸術・文化に造詣が深い人材」で、かつ、実際に集客可能な企画をして実施できる人の確保は容易ではないと見受けられるが、このような人材をどのように確保するのか方針を伺いたい。
- 「IR事業者に、魅力増進、MICE、飲食、物販等の中核機能ごとに、運営を担当する部署を設置するとともに、各部署の中にも魅力増進施設担当を設置する。魅力増進施設の運営を担当する部署と連携し、スムーズかつ効率的な運営を行う。」との記載があるが、魅力増進施設とMICEの誘致・開催とをどのように連携させるのか現段階での想定を伺いたい。
- MGM社の実績、能力は高評価が与えられる。
- MGMの実績を活用した運営体制で、また、長期的な人材確保への配慮も計画されている。
- MGMがどこまで力を入れるかによる。

【参考資料】評価基準8 魅力増進施設

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク						
8. 魅力 増進施 設 (50点)	世界中の観光客 を引き付けること のできる、国際的 に最高水準の エンターテインメ ント性を有する公 演、展示、イベン ト等を提供すると ともに、これを通 じて、日本の伝 統、文化、芸術、 先端技術、四季 折々の自然など の様々な魅力を、 幅広く又はより深 く、これまでにな いクオリティで発 信することが求 められる。また、 計画された事業 を実施するため に必要な体制及 びノウハウを備 えていることが求 められる。	<p>①魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針</p> <p>②魅力増進施設の業務の実施体制及び実施方法</p>	<p>あり (コンテンツ) 20点 (発信方法) 20点 (体制及びノウハウ) 10点</p>	<p>・方針について、以下①～③で例示する観点など、日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信し、世界中の観光客を引き付けるために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>・評価に当たっては、ミラノ国際博覧会日本館の事例を参考としつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 (評価の観点の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①コンテンツ</th> <th>②発信方法</th> <th>③体制及びノウハウ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p><展示></p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示品の知名度がある ・制作者の知名度がある <p><鑑賞></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公演予定団体の知名度がある ・公演予定団体の実績がある <p><体験></p> <ul style="list-style-type: none"> ・そこでしか体験できないものになっている ・理解が深まるようなストーリー性を有する <p><販売></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い商品を提供している <p><消費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い商品を提供している <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人含め、誰でも楽しめるものとなっている(多言語対応、バリアフリー等) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・発信方法に多様性がある(展示、鑑賞、体験、販売、消費等の方法からいくつか選択している) ・各発信方法について工夫されている ・平日、休日を問わずに楽しめるようになっている ・何度もリピートしたいと思えるような工夫がされている </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・運営事業者において、十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある <p>コンテンツ制作に携わる主要スタッフにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模コンテンツの制作実績がある </td> </tr> </tbody> </table>	①コンテンツ	②発信方法	③体制及びノウハウ	<p><展示></p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示品の知名度がある ・制作者の知名度がある <p><鑑賞></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公演予定団体の知名度がある ・公演予定団体の実績がある <p><体験></p> <ul style="list-style-type: none"> ・そこでしか体験できないものになっている ・理解が深まるようなストーリー性を有する <p><販売></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い商品を提供している <p><消費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い商品を提供している <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人含め、誰でも楽しめるものとなっている(多言語対応、バリアフリー等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・発信方法に多様性がある(展示、鑑賞、体験、販売、消費等の方法からいくつか選択している) ・各発信方法について工夫されている ・平日、休日を問わずに楽しめるようになっている ・何度もリピートしたいと思えるような工夫がされている 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営事業者において、十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある <p>コンテンツ制作に携わる主要スタッフにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模コンテンツの制作実績がある
①コンテンツ	②発信方法	③体制及びノウハウ								
<p><展示></p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示品の知名度がある ・制作者の知名度がある <p><鑑賞></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公演予定団体の知名度がある ・公演予定団体の実績がある <p><体験></p> <ul style="list-style-type: none"> ・そこでしか体験できないものになっている ・理解が深まるようなストーリー性を有する <p><販売></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い商品を提供している <p><消費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い商品を提供している <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人含め、誰でも楽しめるものとなっている(多言語対応、バリアフリー等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・発信方法に多様性がある(展示、鑑賞、体験、販売、消費等の方法からいくつか選択している) ・各発信方法について工夫されている ・平日、休日を問わずに楽しめるようになっている ・何度もリピートしたいと思えるような工夫がされている 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営事業者において、十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある <p>コンテンツ制作に携わる主要スタッフにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模コンテンツの制作実績がある 								

評価基準9

評価基準9：審査講評案に向けた認識整理

＜審査講評案に向けた認識整理＞

評価基準	認識整理
⑨送客施設 審査委員会として求める事項に盛り込む必要があるかご相談	<ul style="list-style-type: none">送客施設について、文字表記及び対人による多言語サービスの提供や、ピクトグラムの表示など多言語対応に一定の配慮が見られ、あらゆるニーズを持つ旅行者が利用できる施設になっていることがうかがえる。<u>送客施設のうち、一部の施設名が「関西ツーリズムセンター」で計画されているほか、主に関西の交通事業者等と連携する形になっていることから、関西近郊を中心とした送客とならないよう留意が必要である。他方で、フェリーターミナルを介した関西国際空港との交通ネットワークの構築や、関西ツーリズムセンターに近接して整備されるバスタークを介した長距離バスによる日本広域への送客機能の拡充が検討されており、IRへの来訪者を各地の魅力ある観光地に送り出す観点から計画されていることがうかがえる。</u>ショーケース機能について、全国の自治体やDMO等から受け取った観光情報の発信に加え、観光関係者等が直接情報発信できる場を送客施設で提供するといった取組が記載されており、全国の自治体やDMOのプロモーションの場としての使い勝手の向上も期待できる。また、季節ごとや旬のイベント等に合わせてコンテンツの入替えや更新を行うなど、何度も来訪しても楽しめるような工夫が計画から読み取ることができた。コンシェルジュ機能について、多様なスタイルのコンシェルジュを配置し、来訪者の旅行スタイルやニーズに柔軟に対応することや、多様な観光商品を揃えることにより幅広い需要に対応することが計画されていることから、顧客のセグメントごとに目配りがなされており、旅行者に必要なサービスの手配を一元的に行うために十分に配慮された計画になっていることがうかがえる。

評価基準9：審査講評案に向けた認識整理

＜審査講評案に向けた認識整理＞

評価基準	認識整理
⑨送客施設 記載内容 について ご相談	<ul style="list-style-type: none">送客施設において魅力増進施設のコンテンツに関連した観光情報の紹介や観光商品の提供が想定されており、魅力増進施設と送客施設の連携により、IRへの来訪客を全国の観光地に効果的に送客する意図がうかがえる。段階別の研修プログラムや実地研修、インターンシップによる各地の観光業に関わる人材の受け入れといった記述があり、人材育成に前向きに取り組む姿勢がうかがえる。また、送客に係る事業の運営実績については、MGM及びオリックスのサービス提供の実績と、旅行会社や交通事業者等の有する実績・ノウハウを組み合わせることとしており、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることがうかがえる。

評価基準9：審査講評案に向けた認識整理

①ショーケース機能・コンシェルジュ機能

- ショーケース機能について、季節ごとや旬のイベント等にあわせてコンテンツの入替えや更新を行うなど、何度も来訪しても楽しめるような工夫が計画から読み取れた。
- ショーケースの提供コンテンツは、各地の自治体・DMO等から幅広く情報収集を行うとされていることや、送客先の観光地との連携は、旅行会社や交通事業者のネットワークを活かし広範な連絡体制を構築するとされていることから、全国への送客に向けた前向きな姿勢がうかがえる。
- ショーケース機能の提供コンテンツについて、各地の自治体・DMO等から幅広く情報収集を行い、映像等の形式にカスタマイズし発信方法を工夫して提供するとされているが、この内容について、関西ツーリズムセンターの内観において図示されている映像との関係を含め、申請者に確認が必要。
- 多言語対応の方針について、文字表記及び対人による多言語サービスの提供や、ピクトグラムの表示など、一定の配慮がみられた。
- 送客先の観光地及び国内外の事業者との連携として、全国の自治体やDMO等から受け取った観光情報の発信、観光関係者等が直接情報発信できる場を送客施設で提供するといった取組が記載されており、一定の配慮がみられる。
- コンシェルジュ機能について、対面でサービスを提供するコンシェルジュが来訪者の潜在的なニーズを満たすような観光コンテンツやツアー等を提案するとされているが、コンシェルジュの人員は旅行会社への業務委託等により確保すると記載があるため、IRへの来訪者を各地の魅力ある観光地に送り出すために十分な機能であるか、申請者に確認する必要がある。
- 施設として考えた場合には有効と判断される。ショーケース機能について内容はよく考えられているが、連携が明確でない。コンシェルジュ機能は、顧客のセグメントごとに目配りがなされている。
- IR施設への入場者が立ち寄りやすい動線と外観への工夫が計画されている。DXを活用したショーケース機能・コンシェルジュ機能・交通機能が導入される予定であり、全国の自治体やDMOとの連携が予定されている。全国の自治体やDMOのプロモーションの場としての使い勝手の向上が期待される。

評価基準9：審査講評案に向けた認識整理

②体制及びノウハウ

- ・ 関西ツーリズムセンターに近接し整備するバスターミナルやフェリーターミナルについて、大阪IRに来訪者した者を近距離に輸送する観点のみならず全国に送客する観点から検討されているか、運営の考え方について、申請者に確認したい。
- ・ 送客施設の運営統括部門は、実績・ノウハウを有したMGM及びオリックスからの出向者並びに観光業における経験が豊富な旅行会社からの出向者等が担うとされているが、MGM及びオリックスが送客施設の運営実績・ノウハウを十分有していると言えるのか、申請者に確認する必要。
- ・ 従業員の人材育成については、段階別の研修プログラムや実地研修、インターンシップによる各地の観光業に関わる人材の受入れといった記述があり、人材育成に前向きに取り組む姿勢がうかがえる。
- ・ そもそもこのような機能はこれまであまり類例を見ていないことから、実施体制についても独自の工夫がみられる。

③その他

- ・ IR施設のターゲットに対して、旅前も含めて、どのようなタイミングと方法で、送客施設を利用できることをアピールしていくのかについて伺いたい。
- ・ 関西中心主義が常に前面に出ている。施設名は「関西ツーリズムセンター」で「大阪IRへのゲートウェイ」と位置付けられている。IR区域の案内と近場の観光の案内を主に考えていて、日本の各地に観光客を送って欲しいという国の意図が理解されていない。
- ・ 表現が抽象的で具体的な例が欲しい。たとえば「水の都」から「日本の水」に关心を持つ旅客はどこにどのように誘導するのか、「大阪の食」に关心を持った旅客にはどこにどのように誘導するのか、などいくつかのシナリオを今の段階でも構想でよいから示されればイメージがしやすかった。

評価基準9 送客施設

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク						
9. 送客施設(50点)	IRへの来訪者を各地の魅力ある観光地に送り出すために、各地の観光の魅力を伝えるショーケースとしての機能や、旅行者に必要なサービスの手配を一元的に行うコンシェルジュとしての機能を、十分に果たすものであることが求められる。また、各地の観光地へのMICE施設利用者をはじめとするIR来訪者の送り出しや、送客先の観光地づくりとの連携など、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。	<p>①送客施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針</p> <p>②送客施設の業務の実施体制及び実施方法</p>	なし	<ul style="list-style-type: none"> 方針について、以下①～③で例示する観点など、各地の観光の魅力を伝えたり、旅行者に必要なサービスの手配を一元的に行うために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>①ショーケース機能</th> <th>②コンシェルジュ機能</th> <th>③体制及びノウハウ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 誰でも理解できるように検討されている。(多言語、バリアフリー等) 送客先の観光地との連携を活用した情報発信が十分検討されている。 特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 富裕層を含め、あらゆるニーズをもつ利用者に対応するよう検討されている。(多言語、バリアフリー等) 送客先の観光地との連携を活用した情報提供が検討されている。 特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。 様々な交通機能の設置が検討されている。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運営事業者において、 十分な組織体制が構築されている これまでに送客に係る事業の運営実績がある 専門的なノウハウを有している </td> </tr> </tbody> </table>	①ショーケース機能	②コンシェルジュ機能	③体制及びノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> 誰でも理解できるように検討されている。(多言語、バリアフリー等) 送客先の観光地との連携を活用した情報発信が十分検討されている。 特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 富裕層を含め、あらゆるニーズをもつ利用者に対応するよう検討されている。(多言語、バリアフリー等) 送客先の観光地との連携を活用した情報提供が検討されている。 特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。 様々な交通機能の設置が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営事業者において、 十分な組織体制が構築されている これまでに送客に係る事業の運営実績がある 専門的なノウハウを有している
①ショーケース機能	②コンシェルジュ機能	③体制及びノウハウ								
<ul style="list-style-type: none"> 誰でも理解できるように検討されている。(多言語、バリアフリー等) 送客先の観光地との連携を活用した情報発信が十分検討されている。 特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 富裕層を含め、あらゆるニーズをもつ利用者に対応するよう検討されている。(多言語、バリアフリー等) 送客先の観光地との連携を活用した情報提供が検討されている。 特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。 様々な交通機能の設置が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営事業者において、 十分な組織体制が構築されている これまでに送客に係る事業の運営実績がある 専門的なノウハウを有している 								

評価基準17

評価基準17:審査講評案に向けた認識整理

<審査講評案に向けた認識整理>

評価基準	認識整理
⑯MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果	<ul style="list-style-type: none">海外からのIR区域への来訪者数の予測については、シンガポールIRと比較して遜色のないものとなっている。MICEのうちコンベンションの開催件数は約29件となっているが、実現可能な見通しを反映している点を考慮しても、パシフィコ横浜といった同種大規模施設と比較して必ずしも多くはないため、今後の開催件数増加に向けた取り組みが求められる。観光客の増加については、国内外からのIR区域やその後背圏への来訪者数の予測結果から、大阪IRは、大きなインパクトを生み出す可能性があるものと考えられる。予測の計算過程については、一定の根拠に従って、積極的かつ丁寧に説明がされていると見受けられる。大阪IRの来訪者による送客施設の立寄り割合については、国内類似施設の事例よりも高い数値が設定されている。また、送客施設の立寄り割合を向上させるために施設利用を促すPR等に努めることや、旅前や旅後においても送客のプロモーション等が計画されていることから、送客施設による他地域への観光旅客の増加に向けた配慮がなされていると見受けられる。IRへの来訪者を各地の魅力ある観光地に送り出す観点からは、他地域への観光客の増加に向けた更なる工夫が期待される。

<委員会として求める事項案>

- IR来訪者を全国各地の魅力ある観光地に送り出し、政府の観光戦略の目標を後押しする観点からは、送客施設のショーケース機能・コンシェルジュ機能による効果的な観光情報の発信のみならず、事前に訪問先を決めてから来訪する観光客など、あらゆるターゲットに向けて、例えば、旅前の段階から送客施設を介さない情報発信を積極的に行う等、観光客増加に向けた更なる工夫が求められる。

評価基準17：審査講評案に向けた認識整理

○個別審査コメント、初回採点コメントについて、ベンチマークに照らし合わせて事務局にて整理を行った。
(青：ポジティブコメント、赤：ネガティブコメント、下線部：質問回答コメント)

①MICE開催件数の増加

- MICE開催件数は、絶対数として必ずしも十分に大きいとは言えない。ただ、国際的な状況を踏まえた分析がなされており、事業者として「固め」の見通しが反映されていると考える。その点について評価される。
- 基本的な数値の算定根拠の明確さ、計測手法の妥当さを前提とすれば、求められた数値に表されるMICEならびに観光の効果は他国IRの数値に比べて遜色のないものとなっている。
- MICEの開催件数の見込みの計算過程については、
 - 「大阪IR」におけるミーティング、インセンティブツアーの開催件数については、国際会議場施設の有効面積やMGMの事業経験等を踏まえた平均参加者規模等をもとに推計されている
 - 一方で、例えば、「大阪の他施設」におけるミーティング、インセンティブツアーについては、「2014年度から2018年度において、大阪国際会議場における国内会議の開催件数は2015年度の1,441件が最大であった。大阪IRの開業後は、大阪国際会議場との連携を強化し、大阪全体でのMICE開催件数を増加させることをめざしており、開業3年目期における「大阪の他施設」の開催件数は2018年度の実績である約1,183件から約1,441件まで増加すると見込んだ。」と記載されているなど、MGMの運営実績等に基づく推計値と事業者としての目標値が混在しているように見受けられる。推計値と目標値の混在については、その数値の実効性に差異が生じないように担保されているのか、確認が必要。
- MICEのうちコンベンションについては、開催件数は約29件と同種大規模施設と比較しても必ずしも多くはない。また、コンベンションの平均参加者規模は約750人となっており、大規模な国際会議を呼び込む観点からは、参加者規模が小さめの条件設定をしているように見受けられたところ、開業3年目におけるCの29件のうち、大規模な国際会議をどの程度見込むこととしているのか、方針について確認が必要。

評価基準17：審査講評案に向けた認識整理

②国内外からIR区域への来訪者数の増加人数(1／2)

- ・ 大阪IR立地により、開業3年目で、MICEは合計約531件の開催、IR区域への来訪者数としては合計約1,987万人が見込まれる計画であり、数値の算定根拠が十分な信頼性を有しているという前提において、観光への効果は他国IRの数値に比べて遜色ないものと考えられる。他方、これらの計算過程に関し、不明瞭な点があり、以下の内容について確認が必要。

①MICEの開催件数について、解説資料において、各施設のキャパシティから件数の推計を行っているものと見受けられるが、

・MICについては、施設稼働率を■程度としている根拠やその実現性

・Cについては、開催件数の欄に、「上述の通り」と記載がなされているのみであり、29件(うちICCA基準9件)の開催根拠の記載が見受けられなかった点

・Eについては、施設稼働率を■程度としている根拠やその実現性について確認が必要。

②MICの経済波及効果の算出にあたり、平均参加者規模約750人及び平均開催日数2.1日程度の年間見込み値を利用しているが、平均参加者規模及び平均開催日数については、MGMの事業・運営経験等を根拠としている記載しているところ、その経験等を踏まえた試算方法について確認が必要。

③IR区域への来訪者数約1,987万人のうち、その8割はカジノ施設来訪者が占めており(1,610万人)、来訪者の蓋然性を確認するため、以下について確認したい。

・カジノ施設来訪者の約5割を占める国内(近畿圏)の来訪者数を算出するため、グラビティモデルを利用して、「グラビティモデルとは、カジノの市場規模、特に日帰り客となる近隣地域からの来訪者数を予測するツールとして、その効果が実証されているモデル。」という記述が見受けられるが、効果が実証されているとされる内容について確認したい(対象事例や、推計内容、実測値との乖離等)。

・カジノ施設利用者の推計について、セグメント別カジノ性向及び頻度の数値設定の考え方や、■見込カジノ性向の数値設定の考え方など、その計算過程が不明瞭な箇所があるため、全体の計算過程について、可能な限り詳細に説明いただきたい。

・ 大阪IRによる観光への効果として、開業3年目期で、

➢ MICEの開催件数については、MICは約485件(うちCは約29件(うち、ICCA基準の国際会議は約9件))、Eは約46件の開催

➢ IR区域への来訪者数については、国内旅行者数で約1,358万人、訪日外国人旅行者数で約629万人の合計約1,987万人

➢ 送客施設の機能による他地域への観光旅客の増加人数については、約4万3千人が見込まれる計画となっている。

また、大阪IRの立地に伴う近隣への効果として、開業3年目期で、

➢ 大阪におけるMICEの開催件数については、MICは約2,310件(伸率67%程度)、Eは約216件(伸率27%程度)の開催

➢ IR区域の後背圏への来訪者数については、国内旅行者数で約9,815万人(伸率1%程度)、訪日外国人旅行者数で約2,520万人(伸率11%程度)の合計約1億2,335万人(伸率3%程度)

が見込まれる計画となっており、大阪IR立地がもたらす観光への効果については、計算過程が必ずしも明確ではないものの、数値だけみると、大きなインパクトを生み出す可能性があるものと考えられる。

・ この点、IR区域への来訪者数について、開業3年目に約629万人の訪日外国人旅行者数が見込まれているが、訪日外国人の国籍について、現時点の想定があれば確認したい。

評価基準17：審査講評案に向けた認識整理

②国内外からIR区域への来訪者数の増加人数(2/2)

- 基本的な数値の算定根拠の明確さ、計測手法の妥当さを前提とすれば、求められた数値に表されるMICEならびに観光の効果は他国IRの数値に比べて遜色のないものとなっている。(再掲)
- 数値の計測手法についてはオーソドックスな手法に基づいているものと思われる。
- 微細な数値の根拠については若干不安が残るもの、一定の算定の根拠に従って積極的かつ丁寧に説明されていることを認める。
- また、開業3年目におけるIR区域への来訪者数約1,987万人のうち、約8割に当たる約1,610万人がカジノ施設来訪者となっていることから、長期的には、カジノ事業の収益を活用した他施設の魅力向上等により、カジノ施設来訪者よりも非カジノ施設の来訪者が増えていくような取組が期待される。なお、IR区域への来訪者数の見込みの計算過程において、カジノ施設については「グラビティ・モデル」を用いているとの記載があるが、モデル上の変数である「カジノ性向」について、具体的な設定方法について確認が必要。また、「グラビティ・モデル」の具体的な計算式について確認が必要。

③送客施設の機能による他地域への観光旅客の増加人数

- 送客施設の機能による他地域への観光旅客の増加人数は、開業3年目で約4万3千人(一日当たり約118人)であり、IRへの来訪者を各地の魅力ある観光地に送り出す観点からは、利用者増に向けた更なる工夫が求められる。
- 送客施設の機能による他地域への観光客数約4.3万人の推計方法について、
 - ・「旅行社が運営する類似施設(観光案内所)、類似サービス(滞在型観光地におけるツアーデスク等)のデータ及び旅行会社からのヒアリングに基づき、国内旅行者(日帰り)、国内旅行者(宿泊)及び訪日外国人旅行者に対して、利用者の割合を設定した。」
 - ・「大阪IRへの来訪者約1,987万人のうち約9%強(約184万人)が送客施設に来訪し、その送客施設来訪者のうち約14%(約26万人)がコンシェルジュ機能を利用すると想定した。そのうち、約4.3万人がコンシェルジュ機能を利用し、他地域を観光すると想定した。」
- という記述が見受けられるが、推計の蓋然性を確認するため、類似施設から設定したパラメーターやその根拠など、内容について可能な限り詳細に説明いただきたい。

【ベンチマーク】評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
17. MICE 開催件数、 観光客増 加等の観 光への効 果(50点)	大規模な国際会議を はじめとするMICEの 開催件数や、国内外 からIR区域への来訪 者数、送客施設の機 能による他地域への 観光客数の増加件数・ 人数や伸び率が大きく 見込まれることが求め られる。また、このよう な観光への効果は、 説得力のある手法や データを用いて精緻に 推計されており、その 推計方法が示されて いることが求められる。	① MICEの開催件数(その 増加件数・伸び率を含 む。) ② 国内外からIR区域への 来訪者数(その増加人数・ 伸び率を含む。) ③ 送客施設の機能による他 地域への観光客数 ④ 各事項に関する推計方 法	なし	<ul style="list-style-type: none"> 以下①～③について、シンガポールIRや同種事例を参考にしつつ、MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果に関し十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 <ul style="list-style-type: none"> ①MICE開催件数の増加 ②国内外からIR区域への来訪者数の増加人数 ③送客施設の機能による他地域への観光旅客の増加人数 評価に当たっては、効果を最大化するための取組の内容を確認しつつ、各数値の伸び率や推計方法にも留意するものとする。

評価基準18

評価基準18: 審査講評案に向けた認識整理

＜審査講評案に向けた認識整理＞

評価基準	認識整理
⑯地域経済への効果	<ul style="list-style-type: none">IR施設に対する投資の金額の見込み(約1兆800億円)、IR区域への来訪者による旅行消費額(IR区域内で約6,600億円)、IR施設において雇用する従業員の見込み(約1万5,000人)について、シンガポールIRの施設等と比較しても、大きな効果が見込まれる計画となっている。これらの地域経済への効果の算出に当たっては、産業連関的な効果が緻密に、また十分に分析されており、客観性を持っていると考えられる。地域経済への効果実現及び最大化する取組として、大阪IRが導入する会員ポイントプログラムを活用した来訪者の地域への送客や周遊促進、大阪・関西が強みを有する10の産業領域に関するMICEイベントの開催、地元企業との持続的な調達取引といった多面的な手法が提案されており、地域経済の活性化に前向きに取り組む姿勢がうかがえる。このほか、中小企業・スタートアップ企業の支援、質の高い雇用機会の提供と人材基盤強化、地域社会と連携した地域経済振興といった取組については、地域社会や人材へ全体を挙げての取組への積極性がうかがえるが、これらの取組による具体的な効果の記載が見受けられなかつたため、地域振興に向けた具体的な効果を示すことが求められる。

＜委員会として求める事項案＞

- MICE開催による産業強化といった区域整備計画に記載された具体的な取組を通して、日本全体の健全な経済成長を見据えつつ、近畿圏における地域経済への効果の最大化がなされることを期待する。

評価基準18: 審査講評案に向けた認識整理

○個別審査コメント、初回採点コメントについて、ベンチマークに照らし合わせて事務局にて整理を行った。
(青:ポジティブコメント、赤:ネガティブコメント、下線部:質問回答コメント)

全体

- 地域経済への効果として、開業3年目期において、
 - IR施設に対する投資の金額の見込みは、約1兆8百億円（うち、建設関連投資は約7千9百億円）
 - IR区域への来訪者による旅行消費額については、
 - ・IR区域内で、約6千6百億円（うち、訪日外国人は約3千6百億円）
 - ・IR区域の後背圏（近畿圏）で、約1兆3百億円（うち、訪日外国人は約7千9百億円）
 - また、経済波及効果については、近畿圏で約1兆1千億円
 - IR施設において雇用する従業員の見込みは、約1万5千人

が見込まれる計画となっており、シンガポールIRの施設等と比較しても、大きな効果が見受けられる。
- 建設関連投資約7,871億円をはじめ、初期投資額が約1兆8百億円であり、建設時の経済波及効果は約1兆5,800億円、雇用創出効果は約11.6万人となっている。また、旅行消費額については、開業3年目期で、約1兆4百億円（伸率1.6）、運営時の経済波及効果は約1兆1,400億円、雇用創出効果は約9.3万人（IR施設内の雇用は約1万5千人）であり、他施設と比較しても、地域経済への大きな効果が見込まれる計画となっていると考えられるが、計算過程について、以下の内容を確認したい。
 - ①経済波及効果の算出において、マージンの扱いや、消費項目ごとの産業連関表の各産業分野への配分方法について、どのような考え方で計算を行ったか、考え方を確認したい。（例えば、IR区域外における飲食費や宿泊費について、一般的な計算では、その全額を「対個人サービス」としているところ、今般の計算では、「農林水産業」や「その他の製造工業製品」などに配分しているように見受けられる。）
 - ②カジノ施設の経済波及効果算出に際し、最終需要額を「対個人サービス」に産業連関分析を行っているものと見受けられるが、どのような計算を行った理由と計算結果の妥当性についてどのように考えているか、確認したい。
 - ③雇用効果の推計方法において、生産誘発額に労働者係数を乗じて算出した旨の記述が見受けられるが、「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究」（2021年3月、国土交通省観光庁）においては、雇用効果の算出は、生産誘発額に雇用係数を乗じて算出することとされており、「労働者係数」と「雇用係数」の意味するところが同一であるか確認したい（同一でない場合は、内容の詳細を確認したい）。
- IR施設に対する投資金額、来訪者の旅行消費額、雇用者数等産業連関的な効果が緻密にまた十分に分析されており、客觀性を持っている。この点について十分な評価がなされるべきである。
- IR自体の地域経済への効果は、計画が提案通り実施される限りにおいて期待される水準に達している。

評価基準18：審査講評案に向けた認識整理

①IR施設に対する投資の金額の見込み

- ・（「全体」で記載している内容を参照）

③IR施設において雇用する従業員の数の見込み

- ・（「全体」で記載している内容を参照）

評価基準18: 審査講評案に向けた認識整理

②IR区域への来訪者による旅行消費額(経済波及効果含む)

- ・ 経済波及効果等を最大化し、設定した見込みを達成するための具体的な取組の内容として、大阪・関西が強みを有する10の産業領域に関するMICEイベントについて、年間50件の開催を目指すとされており、MICE開催による効果創出の狙いがうかがえる。また、地域資源の発掘など、地域振興にも配慮している姿勢がうかがえる。
- ・ 経済波及効果の最大化に向けた取組として、
 - 地域の金融機関との連携を通じて、中小企業による大阪IRとの取引関係構築の支援に取り組み
 - 大阪IRによる継続的な調達を通じて、地元企業と持続的な取引を行うなど、地域経済の活性化に前向きに取り組む姿勢がうかがえる。
- ・ 「その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果」において、中小企業・スタートアップ企業の支援、質の高い雇用機会の提供と人材基盤強化、地域社会と連携した地域経済振興といった記載から、地域社会や人材へ全体を挙げての取組に積極性がうかがえるが、定性的な内容に留まっており、何らか定量的に示すことができる内容があれば確認したい
- ・ 「大阪IRが導入する会員ポイントプログラムの活用等、効率的なマーケティングを行い、IR区域への来訪者の地域への送客や周遊促進を図るとともに、IR後背圏の地域における消費促進寄与に取り組む」との記載があり、IR区域での消費拡大のみならず、IR後背圏の地域とともに消費促進していく取組がうかがえる。
- ・ 算定手法として用いられている産業連関分析は基本的かつ着実な分析手法であり、問題はないと考える。
- ・ 分析上の言葉の混乱や算定に不明確な点があることは認められるが、結論に大きな影響はないものと判断した。
- ・ 地域経済への効果を実現させるための手法が多面的に記載されている。**今後の課題として、大阪・関西圏だけではなく日本全体のどのような効果があるのかも考えていただきたい。**
- ・ IR区域の後背圏への経済波及効果について、近畿圏の記述しか見受けられなかったことから、全国への波及についてどのように見込んでいるか、確認が必要。また、カジノ施設への来訪者が大阪IR全体の8割を占める計画のため、カジノ以外の施設運営で経済波及効果がどの程度の値となるか、確認が必要。
- ・ IR区域内(MICE)に係る直接効果の算出プロセスにおいて、MICEの年間開催件数及びその平均参加人数について見込んでいる数値の多寡も相まって考えると、この単価設定の現実的妥当性について確認が必要。また、ミーティングとコンベンションの直接効果の算出プロセスの中で、観光庁「平成29年度MICEの経済波及効果算出等事業」報告書の国際MICEの1人当たり総消費額のうち、MとCの主催者消費額を合算し、来場者数753,205人と掛け合わせていると見受けられるが、単価および来場者数それぞれの計算の考え方と現実的妥当性について確認が必要。

評価基準18 地域経済への効果

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
18. 地域経済への効果 (50点)	IR区域への来訪による旅行消費額の増加額や伸び率、地域における雇用創出、IR施設の開業までの初期投資など、地域経済への効果が大きく見込まれることが求められる。また、このような地域経済への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。	①IR施設に対する投資の金額の見込み ②IR区域への来訪者による旅行消費額(経済波及効果含む) ③IR施設において雇用する従業員の数の見込み ④その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的・社会的効果 ⑤各事項に関する推計方法	なし	<ul style="list-style-type: none"> 以下①～③について、シンガポールIRや同種事例を参考にしつつ、地域経済への効果に関して十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 <ul style="list-style-type: none"> ①IR施設に対する投資の金額の見込み ②IR区域への来訪者による旅行消費額(経済波及効果含む) ③IR施設において雇用する従業員の数の見込み 評価に当たっては、各項目の推計方法の妥当性を確認しつつ、IR区域への来訪者による旅行消費額の伸び率や、効果を最大化するための取組の内容にも留意するものとする。

評価基準24

評価基準24: 審査講評案に向けた認識整理

<審査講評案に向けた認識整理>

評価基準	認識整理
②④カジノ事業の収益の活用	<ul style="list-style-type: none">カジノ事業の収益の活用方針について、長期的・継続的にIR事業内容の向上とIR区域の魅力向上に取り組むため、大阪IR全体及び各IR施設の機能及び魅力の維持・向上に必要となる投資を適切に行うこととされており、また、MICE施設のプロモーションの実施、コンテンツの新たな創出や更新を行うとされていることから、カジノ事業の収益の公益還元について、長期的・継続的に取り組む姿勢がうかがえる。大阪IR開業後のカジノ収益の活用の金額は、開業3年目においては、カジノ事業の収益から租税、納付金及び元利支払いを除いた金額の約10%に相当する年間150億円程度を想定しており、その用途は、施設の整備費や維持管理費に留まらず、ギャンブル等依存症対策や災害等緊急時のサポート等に充てられる計画となっていることから、大阪府・市が実施する施策への協力等が前向きに検討されていることがうかがえる。カジノ事業を中心とする事業構造を長期的にも維持する計画を前提として、維持更新投資は適切に計画されているものの、カジノ事業がIR区域の整備推進のために特別に認められるものであることを鑑みると、世界中から多くの観光客を引き付ける国際競争力を維持向上していくための投資水準は、カジノ事業の高い収益性に照らして見れば高いとは言い難い。

<委員会として求める事項案>

- カジノ事業の高い収益性を更に活用し、IR区域において必要となる新たな施設の整備や既存の施設の更新を行ふことにより、IR区域の魅力の向上を図り、世界中から多くの観光客を引き付ける国際競争力を維持向上していくことが求められる。

評価基準24: 審査講評案に向けた認識整理

○個別審査コメント、初回採点コメントについて、ベンチマークに照らし合わせて事務局にて整理を行った。

(青:ポジティブコメント、赤:ネガティブコメント、下線部:質問回答コメント)

カジノ収益の公益還元

(活用方針)

- カジノ事業の収益の活用方針について、「長期的・継続的にIR事業内容の向上とIR区域の魅力向上に取り組むため、大阪IR全体及び各IR施設の機能及び魅力の維持・向上に必要となる投資を適切に行う。」とされており、カジノ事業収益の公益還元について、一過性の取組とせず、長期的・継続的に取り組む姿勢がうかがえる。
- 中長期的に、カジノ事業とそれ以外の事業に関しどのような投資計画か、またカジノ事業の収益をどのように公益還元する方針か、考え方を確認したい。その際、施設開業後、一定期間が経過し、維持管理費の金額が増えてきた場合においても、カジノ事業の収益の活用内容として、長期的に世界中の観光客を引き付けることのできる取組が可能であるか、確認したい。

(活用金額・用途)

- カジノ事業の収益の活用について、開業3年目では年間150億円程度とされており、IR事業の事業内容の向上として、魅力増進施設における定期的なコンテンツ入替え、宿泊施設において季節ごとにテーマを変えた展示物やイベント等を実施するなど、魅力向上に向けた継続的な取組が検討されている。また、災害時等緊急時において、大阪IR区域外の避難者に対しても安全に避難できる場所を提供する経費にカジノ事業の収益を充てる計画となっており、IR来訪者以外の者への配慮が見受けられる。
- 大阪IR開業後のカジノ収益の活用の金額は、開業3年目においては、カジノ事業の収益から租税、納付金及び元利支払いを除いた金額の約10%に相当する年間150億円程度を想定しており、その用途は、施設の整備費や維持管理費に留まらず、開業後にIR施設で提供するコンテンツの更新等や、ギャンブル等依存症対策等に充てられる計画となっていることから、カジノ収益の公益還元の観点から前向きに検討されていることがうかがえる。
- 全体に事業の成立安定性と収益の活用についてのバランスが取れていると考える。
- 収益等の活用先については十分な説明があり、理解できるが、**カジノ事業その他事業の収益の詳細とその事業先への配分についての記述がほとんど見られない**(収益については評価基準21の箇所に記述はあるが、本評価基準においては支出先についての収益の配分方法についてバランスのとれた記載が欲しい)。
- カジノ事業を中心とする事業構造を長期的にも維持する計画を前提として、維持更新投資は適切に計画されているものの、**公益還元(非カジノ事業)のための投資水準は、カジノ事業の高い収益性に照らして見れば高いとは言い難く、非カジノ事業の長期的な成長は見劣りする。**

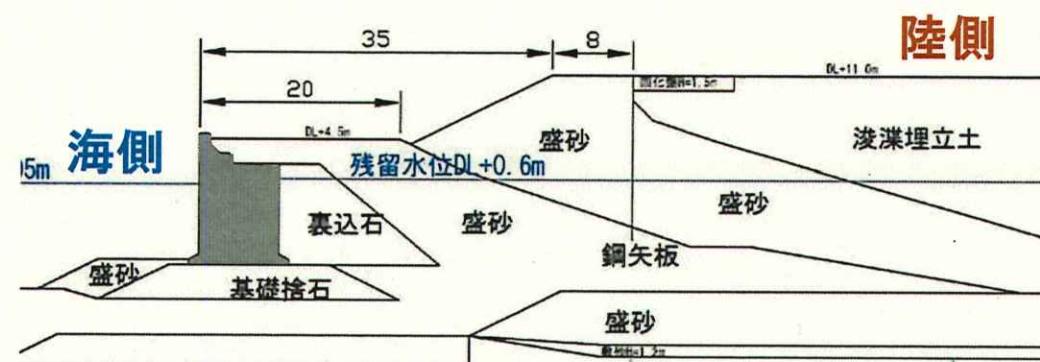
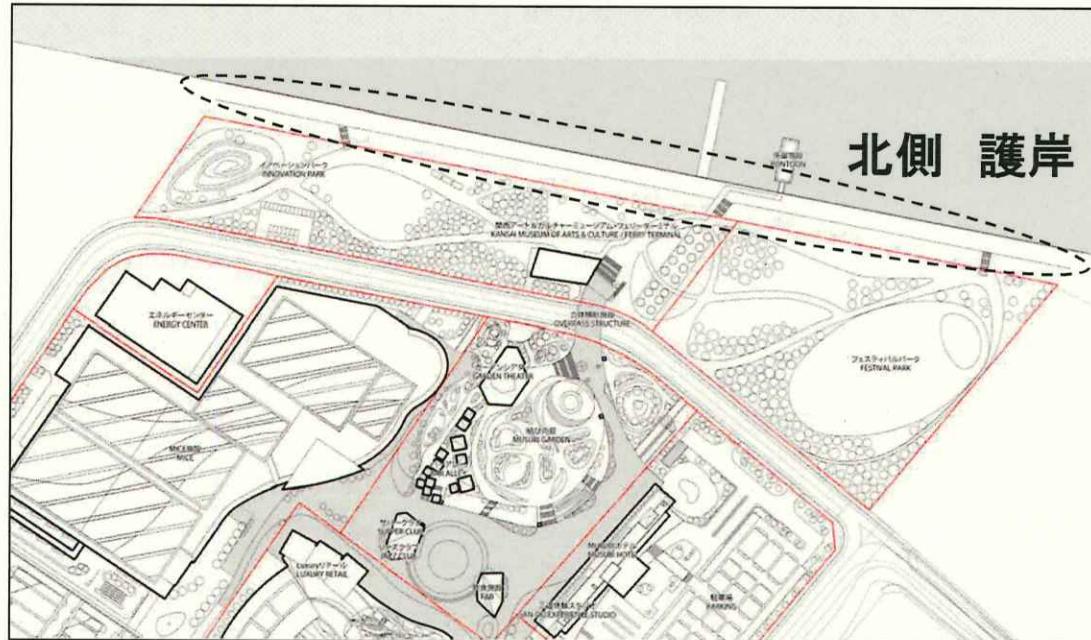
評価基準24 カジノ事業の収益の活用

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
24. カジノ事業の収益の活用(50点)	カジノ事業の収益を十分活用するとともに、その他の収益も活用して、IRの開業後も長期的に世界中の観光客を引き付けることのできる魅力的な施設やコンテンツを継続的に創り出すなど、IR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上や都道府県等が実施する施策への協力等を行うことが求められる。	①カジノ事業の収益等を活用したIR事業の事業内容の向上 ②都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力 ③収支計画および資金計画との整合性	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・IRを構成するカジノ以外の施設の事業に着目し、各提案に係る予算規模を考慮しつつ、カジノ収益の公益還元の観点から十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、再投資に係る国内外の事例にも留意する。

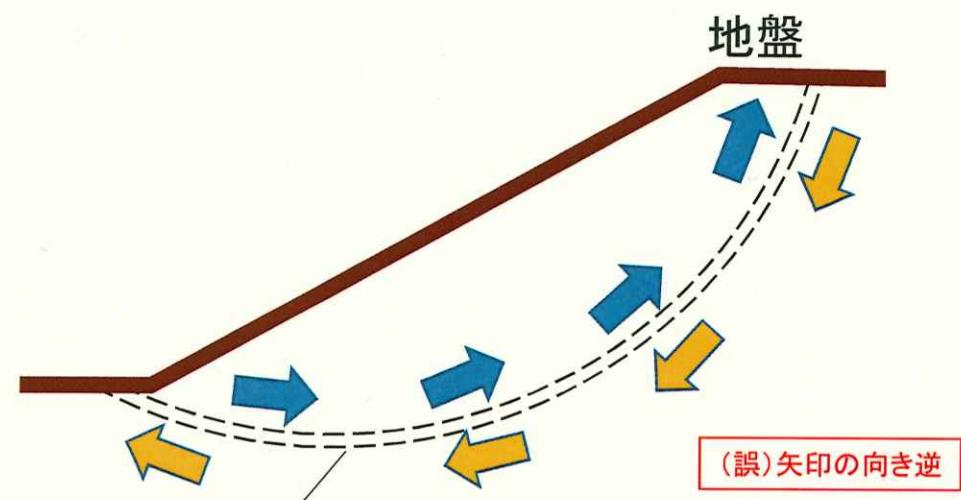
5. ヒアリング状況の報告(土壤、防災・減災 対策関係)

護岸の安定性の検証

【論点】現在の大坂IR用地は、計画時よりも地盤が高くなっているため、埋立土砂を取り囲んでいる護岸に対して、設計時よりも大きな力が作用している。大阪に対し、護岸の安定性を検証した資料の提出を求める必要がある。



円弧すべり面による安定解析(イメージ)



$$\text{安全率} = \frac{\text{滑りに抵抗する力}}{\text{滑りを起こそうとする力}}$$

護岸の安定性の検証

H24d解析結果

安全率1以上

最小安全率 $F_S MIN = 1.315$

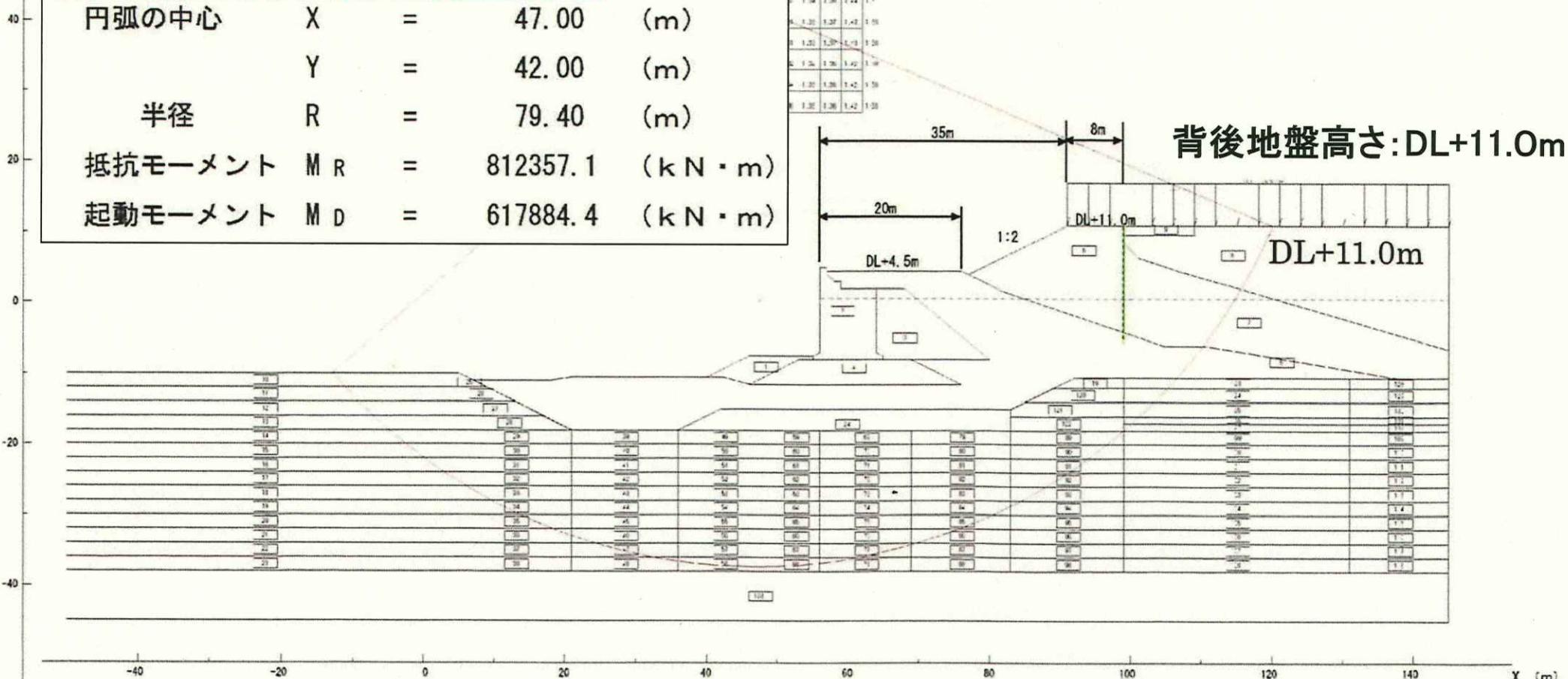
円弧の中心 $X = 47.00$ (m)

$Y = 42.00$ (m)

半径 $R = 79.40$ (m)

抵抗モーメント $M_R = 812357.1$ (kN・m)

起動モーメント $M_D = 617884.4$ (kN・m)



安全率図(実時)

排砂管位置と液状化判定結果の比較

【論点】埋立に際し、排砂管吐出口から近い場所に砂が溜まりやすく、吐出口から遠い場所に粘土が溜まりやすい。砂が多い場所は液状化が発生しやすい傾向にあるため、埋立時の排砂管の位置関係を追跡し液状化判定箇所と比較するなど、得られる情報を駆使して丁寧に検討する必要がある。

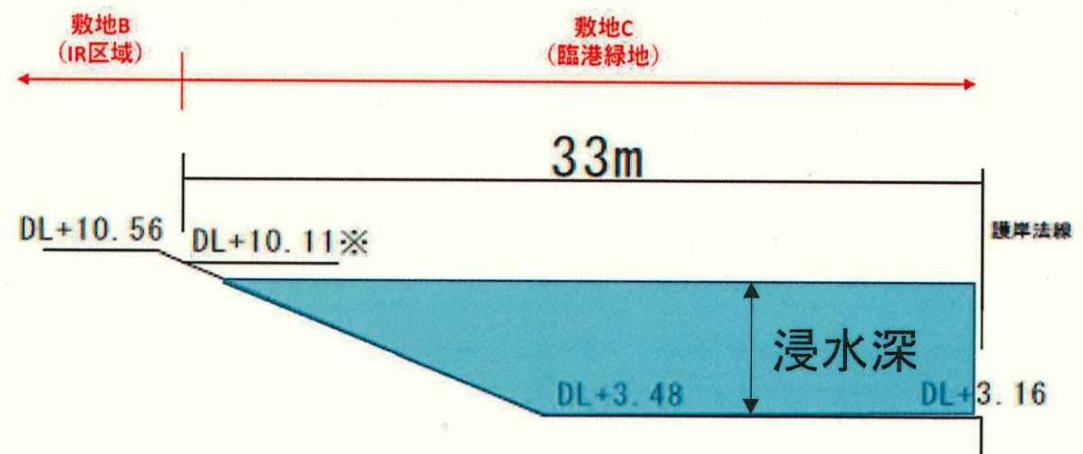
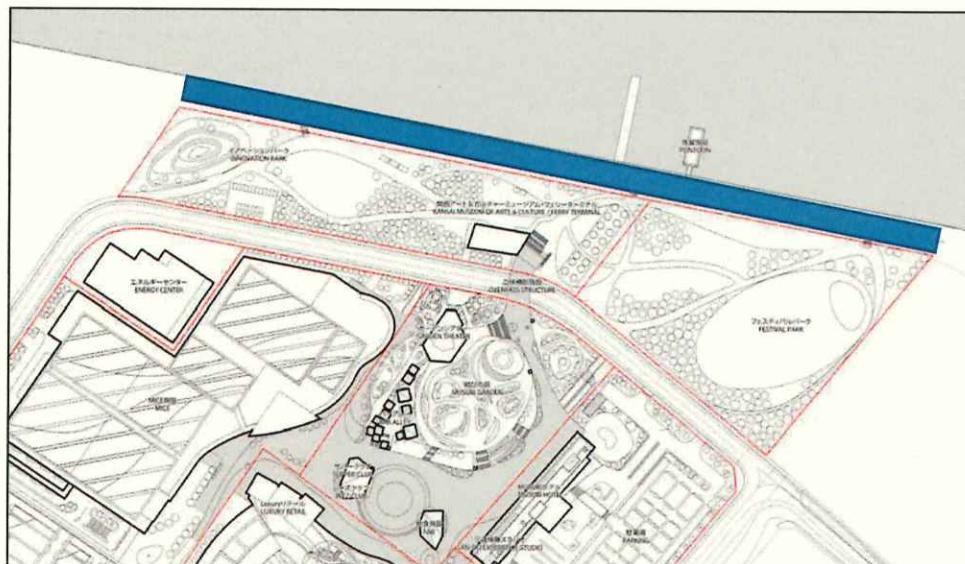


津波・高潮浸水範囲

【論点】浸水エリアに人の立ち入りは想定されるのか。図面上、浸水想定範囲がどこまでか不明瞭。

<夢洲北側の浸水深>

- ・津波:最大1m(大阪府津波浸水想定 H25.8)
- ・高潮:最大5m(大阪府高潮浸水想定区域図 R2.8)



※地盤高については、測量時点の高さであって、境界の高さを示すものではありません。
(測量年月 R4年2月)

⇒ 敷地C(臨港緑地)において、津波・高潮による浸水が想定される。